広島市くらしサポートセンター

【所在地・連絡先】

名　称	所　在　地	電　話
中区くらしサポートセンター	〒730-0051　中区大手町４－１－１ 大手町平和ビル５階（中区社会福祉協議会内）	082-545-8388
東区くらしサポートセンター	〒732-8510　東区東蟹屋町９－34 東区総合福祉センター４階（東区社会福祉協議会内）	082-568-6887
南区くらしサポートセンター	〒734-8523　南区皆実町１－４－46 南区役所別館３階（南区社会福祉協議会内）	082-250-5677
西区くらしサポートセンター	〒733-8535　西区福島町２－24－１ 西区地域福祉センター４階（西区社会福祉協議会内）	082-235-3566
安佐南区くらしサポートセンター	〒731-0194　安佐南区中須１－38－13 安佐南区総合福祉センター５階（安佐南区社会福祉協議会内）	082-831-1209
安佐北区くらしサポートセンター	〒731-0221　安佐北区可部３－19－22 安佐北区総合福祉センター４階（安佐北区社会福祉協議会内）	082-815-1124
安芸区くらしサポートセンター	〒736-8555　安芸区船越南３－２－16 安芸区総合福祉センター３階（安芸区社会福祉協議会内）	082-821-5662
佐伯区くらしサポートセンター	〒731-5135　佐伯区海老園１－４－５ 佐伯区役所別館５階（佐伯区社会福祉協議会内）	082-943-8797

※本部：統括 082-264-6405（〒732-0822　南区松原町５－１　BIG FRONT ひろしま６階　広島市社会福祉協議会内）

FAX　082-264-6413　E-mail　kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp

※ FAX、E-mail は各センター共通です。

【相談日時】

月～金曜日（祝日、8 月 6 日、翌年 12 月 29 日～ 1 月 3 日は除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談内容】

生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により経済的な面で生活に困っている方の相談窓口です。相談の内容に応じて、制度の利用や他機関との調整など、課題解決のために一緒に考えていきます。

【相談料】

無　料

【相談方法】

面談（来所、訪問）、電話、E-mail、FAX

広島市社会福祉協議会ホームページより、メールフォームが利用できます。

※地図は、P10 ～ 11 にあります。

区役所　市民部　保険年金課

【所在地】

区役所 市民部 保険年金課	郵便番号	所　在　地	電　話
中区役所　保険年金課	730-8587	中区国泰寺町一丁目4−21	082-504-2555(保険担当) 082-504-2556(年金担当)
東区役所　保険年金課	732-8510	東区東蟹屋町9−38	082-568-7711(保険担当) 082-568-7712(年金担当)
南区役所　保険年金課	734-8522	南区皆実町一丁目5−44	082-250-8941(保険担当) 082-250-8944(年金担当)
西区役所　保険年金課	733-8530	西区福島町二丁目2−1	082-532-0933(保険担当) 082-532-0935(年金担当)
安佐南区役所　保険年金課	731-0193	安佐南区古市一丁目33−14	082-831-4929(保険担当) 082-831-4931(年金担当)
安佐北区役所　保険年金課	731-0292	安佐北区可部四丁目13−13	082-819-3909(保険担当) 082-819-3910(年金担当)
安芸区役所　保険年金課	736-8501	安芸区船越南三丁目4−36	082-821-4910(保険・年金担当)
佐伯区役所　保険年金課	731-5195	佐伯区海老園二丁目5−28	082-943-9712(保険担当) 082-943-9713(年金担当)

【相談日時】

月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

(1)　国民健康保険について

(2)　国民年金について

(3)　戦傷病者及び戦没者の遺族の援護に関する給付金等の請求の受付について

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

年金事務所

【所在地】

年金事務所	郵便番号	所　在　地	電　話	管轄地域
広島東年金事務所	730-8515	中区基町1-27(合同庁舎前)	082-228-3131	中区 安佐南区 安佐北区
広島南年金事務所	734-0007	南区皆実町一丁目4-35	082-253-7710	東区 南区 安芸区
広島西年金事務所	733-0833	西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	082-535-1505	西区 佐伯区

【受付日時】

月曜日　午前8時30分～午後7時まで受付しています。
ただし、午後5時15分～午後7時までは年金相談のみの受付となります。

火～金曜日　午前8時30分～午後5時15分まで受付しています。

第2土曜日　午前9時30分～午後4時まで受付しています。
ただし、年金相談のみの受付となります。

【相談業務内容】

厚生年金保険、国民年金の適用・給付・保険料と健康保険の適用についての相談を受けています。(平成29年2月以降、厚生年金保険の適用・保険料及び健康保険の適用についての相談業務は広島東年金事務所に集約しています。)

ただし、健康保険の給付および任意継続については、全国健康保険協会広島支部が行っています。

年金事務所では、相談希望日1ヶ月前から予約制による年金相談を実施していますのでご利用ください。

【相談料】

無　料

【相談方法】

年金相談は予約受付専用電話(0570-05-4980)でご予約のうえ、来所してください。

【広島市内年金事務所のご案内】

広島東年金事務所

所在地	〒730-8515 広島県広島市中区基町1−27
電話	082-228-3131 （番号のかけ間違いにご注意ください）
FAX	082-221-3042 （番号のかけ間違いにご注意ください）
アクセス	「広島バスセンター」停留所下車徒歩8分 郊外線バス「合同庁舎前停留所」下車 徒歩 1分
駐車場	有（11台）

広島南年金事務所

所在地	〒734-0007 広島県広島市南区皆実町1−4−35
電話	082-253-7710 （番号のかけ間違いにご注意ください）
FAX	082-505-5122 （番号のかけ間違いにご注意ください）
アクセス	市内電車（5番 比治山下経由 広島港行） 「南区役所前電停」下車 徒歩 4分 「南区役所前停留所」下車 徒歩 2分
駐車場	有（19台）

広島西年金事務所

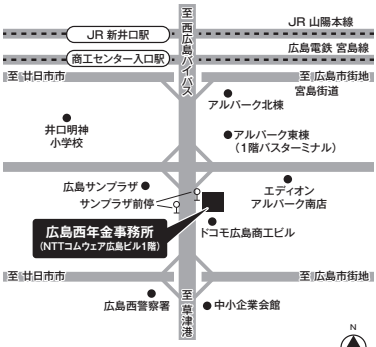

所在地	〒733-0833 広島県広島市西区商工センター2−6−1 NTTコムウェア広島ビル1階
電話	082-535-1505 （番号のかけ間違いにご注意ください）
FAX	082-535-1506 （番号のかけ間違いにご注意ください）
アクセス	JR山陽本線「新井口駅」下車 徒歩 10分 広島電鉄宮島線「商工センター入口駅」下車 徒歩10分 広島バス「サンプラザ前停留所」下車 徒歩 1分 広島バス、広電バス「アルパーク東棟1階バスターミナル」下車 徒歩 5分
駐車場	有（16台）

街角の年金相談センター広島

【所在地】

〒730-0015　中区橋本町10－10　広島インテスビル1階

【相談日時】

月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分（祝祭日を除く）

※月曜日は午後7時まで

【相談業務内容】

⑴　厚生年金保険、国民年金の受給資格の有無や年金額の照会

⑵　裁定請求書（年金を受けるための請求書）、諸変更届、加入期間確認請求書の受付及び用紙の配布

【相談料】

無　料

【相談方法】

予約専用ダイヤル（0570-05-4890）又は当センターでの事前予約をお願いします。

電話　082-227-1391

（通話可能時間　午前8時30分～午前9時30分
午後4時～午後5時）

※お電話による“年金相談”は受け付けておりません。

※ご相談に必要なもの

・年金手帳

・年金証書

・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

・その他必要な書類

・委任状（本人が来所できない場合は本人と代理人の確認ができるものを持参）

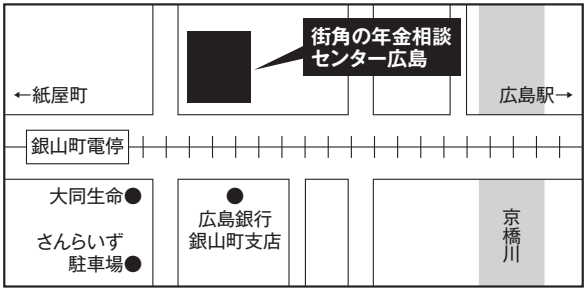

国税の税務相談

【所在地】

税務署	広島東	730-0012	中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
	広島西	733-8555	西区観音新町一丁目17番3号	082-234-3110
	広島南	734-0003	南区宇品東六丁目1番72号	082-253-3281
	広島北	731-0294	安佐北区亀山二丁目25番10号	082-814-2111
	廿日市	738-8601	廿日市市新宮一丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217
	海田	736-8505	安芸郡海田町大正町1番13号	082-823-2131
	吉田	731-0501	安芸高田市吉田町吉田3604番地1	0826-42-0008

国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。
電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。

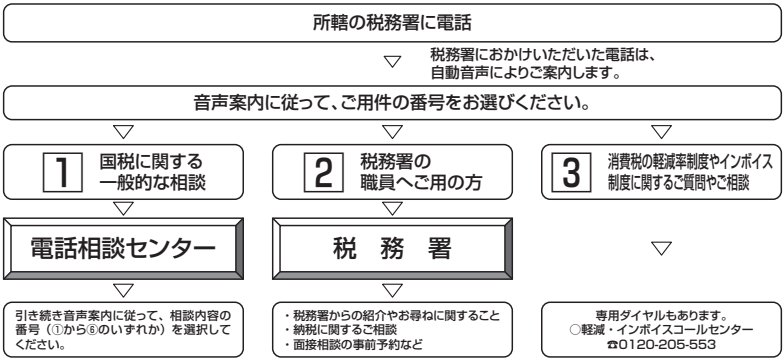

① 所得税（個人の方の給与・事業・不動産・年金・医療費控除・住宅ローン控除など）
② 源泉所得税・年末調整・支払調書（給与などの源泉徴収・非居住者に対する課税など）
③ 相続税・贈与税・譲渡所得・財産の評価（財産を相続した場合・不動産や株式等を売却した場合など）
④ 法人税（法人税の申告手続・減価償却の方法など）
⑤ 消費税・印紙税（改正消費税を含む基本的なしくみ・課税の対象・印紙税額など）
⑥ 上記以外の国の税金について（上記1から5以外の国の税金に関する一般的なご相談・相談先がご不明な場合）

※相談内容の番号は、音声案内の途中でも選択できます。

【税務署でのご相談、申告手続きは「事前予約」をお願いします。】

具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合は、事前に予約をいただいた上で、所轄の税務署において対応しています。

ご予約は、お電話（2を選択）か税務署窓口へお申し出ください。

【国税局ホームページのご利用について】

国税庁ホームページには「タックスアンサー（よくある税の質問）」のほか、e-Taxや申告書の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」などを設置していますのでご利用ください。

国税庁ホームページ　https://www.nta.go.jp

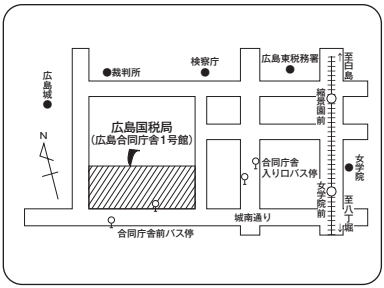

広島国税局

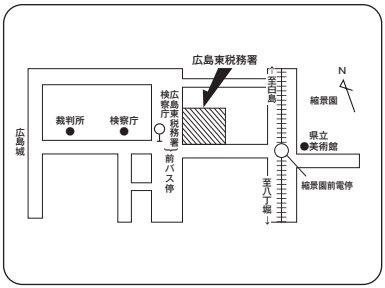

広島東税務署

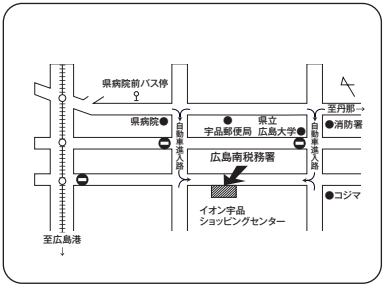

広島南税務署

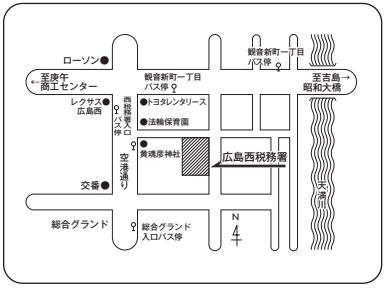

広島西税務署

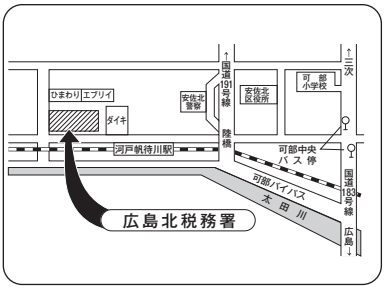

広島北税務署

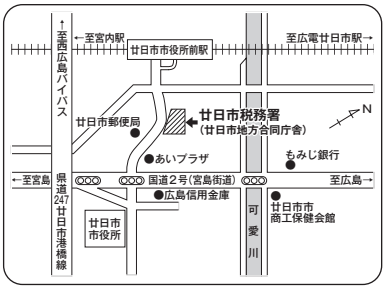

廿日市税務署

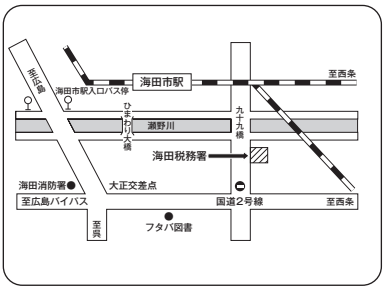

海田税務署

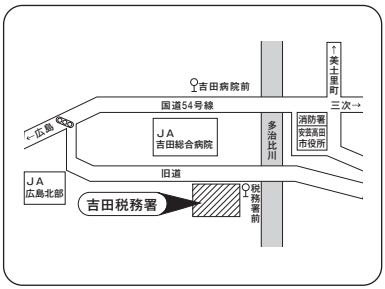

吉田税務署

日本貸金業協会　広島県支部

【所在地】

〒730-0021　中区胡町４－28　胡町ビルディング７階
電話　0570-051-051

【相談日時】

月～金曜日（土・日・祝休日・12月29日～１月４日を除く）
・電話での受付　　午前９時～午後５時
・来訪による受付　午前９時30分～午後５時30分

【相談業務内容】

①　貸金業の利用に関する相談・苦情
②　浪費やギャンブル依存症により借り癖のある方の貸付自粛の相談

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話又は来所してください。

貸付自粛の手続きは、本人が運転免許証等の本人確認書類を持参する方法と、申告書類を郵送する方法、ホームページの専用の入力フォームからWebにより申告する方法があります。

【ホームページ】

日本貸金業協会　https://www.j-fsa.or.jp

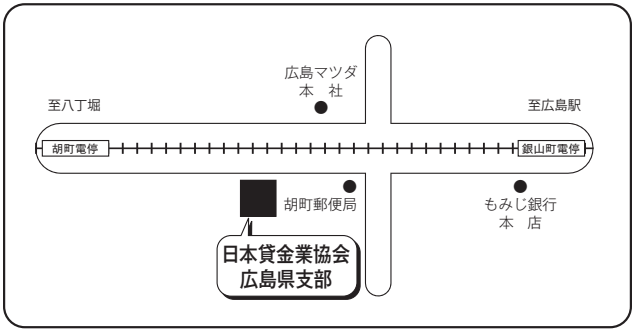

広島みらい法律事務所「過払い・多重債務110番」

【所在地】

〒730-0013　中区八丁堀２－31　鴻池ビル９階
弁護士法人　広島みらい法律事務所
電話　082-511-7772

【相談日時】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
原則　午前９時～午後６時

【相談受付時間】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）　午前９時～午後６時
※　まず、あらかじめお電話でご予約の上、ご相談にお越しください。

【相談業務内容】

弁護士による法律相談
・多重債務（任意整理、破産、民事再生、過払金取り戻しなど）
・一般民事（労働問題、交通事故、医療事故、土地建物のトラブルなど）
・刑事事件、少年事件
など、幅広く取り扱っています。

【相談料】

原則として30分につき5000円（消費税別途）
ただし、多重債務問題、交通事故にかかる相談については、初回のみ無料
※　ただし、法テラスや弁護士保険等の制度をご利用いただける方は、当該制度を利用した相談をお願いしています。

公益財団法人　日本クレジットカウンセリング協会　広島相談室

【所在地】（運営主体・電話相談窓口）

〒541-0054　大阪市中央区南本町４－２－21　イヨビルディング６階
電話　0570-031640（多重債務ほっとライン）
ホームページアドレス　http://www.jcco.or.jp/

【相談日時】

●電話相談
月～金曜日（12月28日～１月４日と祝日等を除く）
午前10時～午後０時40分　　午後２時～午後４時40分

●面談相談（カウンセリング）（電話予約制）
・第２、第３、第４火曜日・木曜日の午後１時～午後４時
・電話相談（多重債務ほっとライン）を通じてカウンセリング日時の予約が必要です。
・予約した日時に、下記の相談室会場で弁護士及びアドバイザーが解決方法について相談・助言をします。

※相談室会場
レンタルオフィス「fabbit広島駅前」１階貸会議室
〒732-0828　広島市南区京橋町１－７
アスティ広島京橋ビルディング１階

【相談業務内容】

多重債務者の生活再建と法的救済を図るカウンセリング事業
●多重債務者の生活、債務、弁済方法等に関する相談及び助言
●多重債務者の弁済計画の策定及び同計画の債権者への提示
●多重債務者の弁済計画の履行に関する助言
●多重債務者に対する破産・民事再生等の司法手続きに関する助言
●多重債務に陥る可能性のある者に対する相談及び助言

【相談方法】

多重債務ほっとラインへ電話してください。

【相談料】

電話相談・カウンセリングとも無料

【広島相談室会場案内図】

「fabbit 広島駅前」1 階受付にて『日本クレジットカウンセリング協会に来ました』とお伝え下さい。受付が案内します。

広島つくしの会（クレジット・サラ金被害者の会）

【所在地】

〒730-0051　中区大手町５－16－18（パルビル４階）
電話　082-247-5251

【相談日時】

月～金曜日　午後１時～午後５時

【相談業務内容】

クレジットやサラ金等を利用して支払困難になっている人への解決策をアドバイスし、解決に導く。そして解決後の生活再建のお手伝い（家計簿）をします。今、問題となっているヤミ金等被害の相談にも対応します。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話で予約来所してください。なお、来所の際には、クレジットの契約書やサラ金業者からの借用書、領収書等を持参してください。

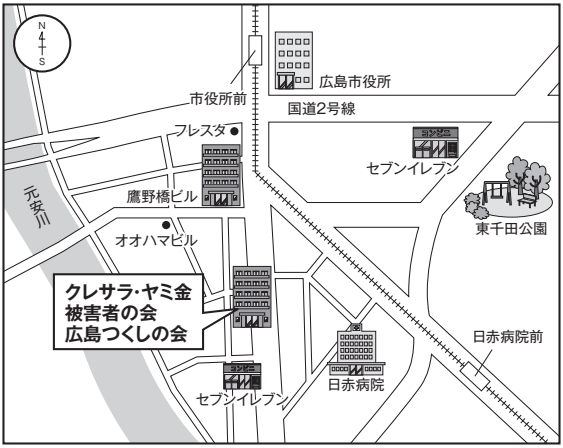

中国財務局　多重債務相談窓口

【所在地】

〒730-8520　広島市中区上八丁堀６－30
広島合同庁舎４号館12階
中国財務局　金融監督第三課
電話　082-221-9206　FAX　082-223-0479
ホームページアドレス　https://lfb.mof.go.jp/chugoku/kinyusyouken/kin3/kashikin/soudanmadoguchi.htm

【相談日時】

月～金曜日（祝日、12月29日～１月３日を除く）
午前９時～午後０時、午後１時～午後５時

【相談業務内容】

借金でお悩みの方からお話を伺い、考えられる債務の解決方法などをアドバイスします。必要に応じて、弁護士・司法書士などの専門家へ引き継ぎます。

【相談料】

無　料

【相談方法】

電話・FAXまたは面談でお受けします。
※面談をご希望の場合は、当日でもお受けしますが、予め日時や相談内容等をご連絡いただきますと、よりスムーズなご案内ができます。

広島簡易裁判所　受付案内センター

【所在地】

〒730-0012　中区上八丁堀２－43
電話　082-502-2210

【手続案内日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前９時～午後５時（受付は午後４時まで）

【内容】

民事上のトラブルについて、民事調停その他裁判所を利用する場合の各種手続（通常訴訟、少額訴訟、支払督促など）の説明を行っています。

なお、トラブルの実体的判断（裁判の勝敗の判断）やアドバイスを求める相談には応じていません。

（民事上のトラブルの具体例）

⑴　人身傷害あるいは物的損害を伴う自動車事故による損害賠償に関する紛争
⑵　借地、借家の明渡しや敷金の返還、地代、家賃の値上げなど、宅地建物の利用関係に関する紛争
⑶　売掛代金や手形、小切手金の請求など、商事関係に関する紛争
⑷　農地等の貸借その他の利用関係に関する紛争
⑸　公害や日照、通風等の私生活上の被害に関する紛争
⑹　土地、建物、その他の物の売買に関する紛争
⑺　建物の建築請負に関する紛争
⑻　山林や宅地の所有関係（範囲に関するものを含む）に関する紛争
⑼　貸金（消費者向け小口金融）や立替金等の返済に関する紛争で債務額の確定及びその支払方法の協定に関する紛争
⑽　賃金等の未払いに関する紛争

【費用】

無　料（各種手続の申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

【方法】

トラブルに関する書類等をご持参のうえ、直接来所してください。（予約は不要です。）

なお、各種手続の申立てには、申立書のほかに印鑑（認印）、添付書類（写し）と手続費用等が必要です。

【インターネット・ウェブサイト】

裁判手続や裁判所に関する情報をインターネット上でご案内しています。

裁判手続についてのＱ＆Ａや申立書の書式例も掲載しています。

（裁判所ウェブサイト）https://www.courts.go.jp/

（広島地裁・広島家裁ウェブサイト）https://www.courts.go.jp/hiroshima/

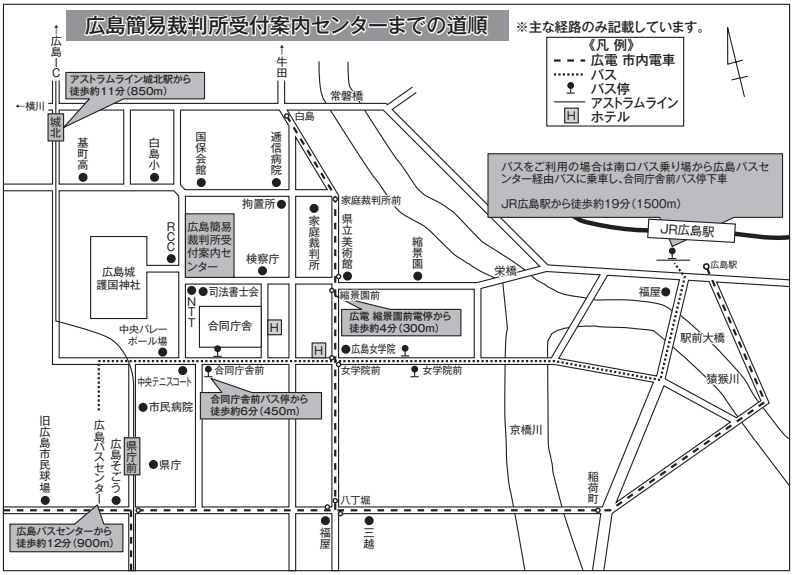

広島弁護士会　紙屋町法律相談センター

【所在地】

〒730-8501　中区基町６－27（そごう新館６階）

電話　082-225-1600　FAX　082-225-1616

ホームページアドレス　http://www.hiroben.or.jp

【相談日時】

毎日　午前10時10分～午後４時25分

【相談業務内容】

金銭問題、不動産問題、家庭問題、その他法律に関するすべての問題について相談を受けています。

【相談料】

一般相談　40分6,600円（税込）

交通事故相談　原則無料（刑事処分、行政処分に関する相談は有料）

クレジット・サラ金相談　原則無料

※　一般相談でも、収入等について、一定の要件を満たす方は、無料で相談を受けることができます。

【相談方法】

電話で予約来所してください。（1週間前より受付）

予約受付電話　082-225-1600　受付時間　午前9時30分～午後4時

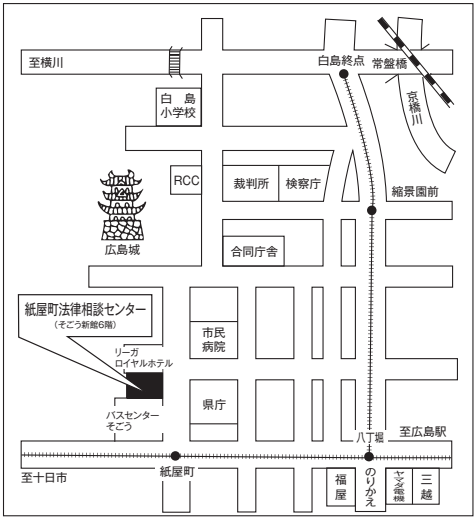

広島司法書士会総合相談センター

【所在地】

〒730-0012　中区上八丁堀６－69

電話　082-511-7196

ホームページアドレス　https://www.shiho-hiro.jp/

【相談日時】

電話相談　月～金曜日　午後０時～午後３時

面談相談　月曜日　　午後４時～午後７時（祝日、第５月曜日を除く）

火曜日・木曜日　午後６時～午後８時

（祝日、第５火木曜日を除く）

第２・第４土曜日　午前10時～午後０時

【相談業務内容】

●相続のこと、遺言のこと

●お年寄りの財産管理（成年後見）

●ご近所トラブル（近隣関係）

●悪質な訪問販売・買取（悪質商法被害）

●夫婦、親子関係　●交通事故　●不動産・会社の登記

●借金のお悩み　●空き家に関する問題

●その他、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

【相談料】

無　料

【相談方法】
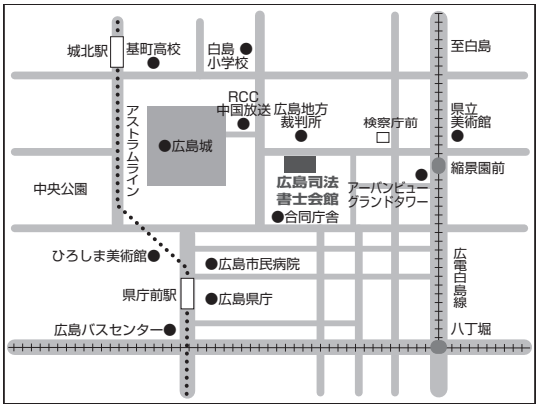
まずは電話相談していただいて、面談相談の予約をして下さい。